春日部市市民憲章市民会議 News Letter VOL. 06

発行/2020年12月1日 発行者/春日部市市民憲章市民会議 事務局/春日部市政策課(電話048-736-1111)

春日部市民憲章(最終案)を市長へ提出しました

市民意見提出手続で 寄せられた意見を踏まえ、 市民憲章(最終案)を 決定しました。

10月12日(月曜日)、第11 回春日部市市民憲章市民会議を行いました。

7月22日に、本会議から市長に対し、市民憲章(案)を提出し、市ではそれを基に、8月1日から8月31日まで市民意見提出手続(パブリックコメント)を実施しました。

市民意見提出手続では、222人の方から、433件のご意見をいただき、委員一同、市民憲章に対する市民の関心の高さを実感すると共に、いただいたご意見を市民憲章にどのように活かしていくか、という責任を強く感じました。

第11回会議では、これら市民の 皆様からいただいた貴重なご意見 を基に、市民会議としての市民憲 章(案)の最終検討を行いました。 市民の皆様から寄せられたご意

見は、概ね賛同いただけるご意見でした。また、中には市民憲章 (案)を修正する貴重なご提案もいただきました。

以下は、市民会議の意見をまとめたものとなります。

主な意見

「平和」という言葉について



第12回市民憲章市民会議にて ※撮影のため、一時的にマスクを外しています。

主な意見(続き)

- ・平和という言葉は、市民憲章の 前提となるものでした。
- ・市民憲章(案)の条文一つ一つが平和に繋がるもので、5条目の「夢のある未来」には「平和な未来」という意味も込められています。
- ・市民意見提出手続では、「平和」という言葉を入れて欲しいという意見がありました。戦争を経験した方々の思いも踏まえると、「平和」という言葉を盛り込んだ方がより市民の共感を得られるのではないかと思いました。
- ・「平和」という言葉はとても強い意味を持つ、大きなテーマとなります。市民憲章は市民にとって身近な言葉をベースとした方が親しみやすいと思いますので、盛り込む際はその点を配慮した方が良いと思います。

市民会議としての市民 憲章(最終案)を市長へ 提出しました。

11月2日(月曜日)、第 12回市民憲章市民会議を行い ました。

この日は、市長にお越しい ただき、改めて市民憲章(最 終案)を、本会議から市長に 提出しました。市長からは、

「大変素晴らしい市民憲章 (最終案)だと思う。ぜひ、市民 の皆様に伝え、育んでいきた い。」という言葉をいただき、市 民会議として、大きな役割が果た せたことを大変嬉しく思いました。

市民憲章(案)の作成にあたっては、アンケートやワークショップ、また、市民意見提出手続において、小・中学生を含め、多くの市民の皆様にご協力いただきました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

市民憲章の推進方法について、意見交換をしました。

第12回会議では、この他、市民 憲章が制定された後の推進方法に ついて意見交換を行いました。

主な意見

- イベントでの周知
- 多くの方へのパンフレット配布
- ・市内各種団体、メディア等の 幅広い協力等

春日部市民憲章(最終案)

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ 豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して ここに 市民憲章を定めます

- 一 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 一 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- 一 お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 一 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 一 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして

このまちで

ともに生きましょう

市民意見提出手続結果

1 意見の募集期間

令和2年8月1日(土曜日)~31日(月曜日)

2 意見提出件数

433件 (222人)

3 市民意見提出手続の結果公表期間

令和2年12月1日(火曜日)~令和8年3月31日(火曜日)

3 主な意見

本文5条目「広い視野で世界に学び 夢のある未来を作りましょう」について。 夢のある未来というのは、この一文を読んでもあまりわからないため、平和と いう言葉を入れた方がよいと思う。

※詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

~たくさんのご意見ありがとうございました。~

市公式ホームページ